

介護保険料の 通知書を郵送します

市は、65歳以上の人に、平成27年度介護保険料の通知書（本算定）を郵送します。通知書が届いたら、保険料や納め方（特別徴収または普通徴収）の確認をしてください。
詳しくは、高齢介護課（☎47-7406）へ。

＜＜特別徴収＞＞

- *対象／老齢（退職）、遺族、障害年金が年額18万円以上の人
- *通知書／9月中旬に郵送
- *納付方法／年金から天引き
※年額18万円以上の年金を受給している人でも、年度途中で65歳になった人や、他の自治体から転入した人などは、特別徴収に切り替わるまでの間、一時的に普通徴収での納

付となります

＜＜普通徴収＞＞

- *対象／老齢（退職）、遺族、障害年金が年額18万円未満の人
- *通知書／8月中旬に郵送
- *納付方法／納付書または口座振替



平成27年度 所得段階別の年間介護保険料

所得段階	対象	保険料率	年間保険料
第1段階	①生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人など ②世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円以下の人など	基準額×0.45	30,024円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額80万円を超え、120万円以下の人など	基準額×0.65	43,368円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない人など	基準額×0.75	50,040円
第4段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円以下の人など	基準額×0.90	60,048円
第5段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は非課税で、第4段階に該当しない人など	基準額	66,720円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人など	基準額×1.20	80,064円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人など	基準額×1.30	86,736円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人など	基準額×1.50	100,080円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上490万円未満の人など	基準額×1.70	113,424円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が490万円以上690万円未満の人など	基準額×1.75	116,760円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が690万円以上の人	基準額×1.80	120,096円

シリーズ

本町橋 本町2丁目、中町

景観遺産



市が指定した「大垣市景観遺産」65件の魅力を順次、紹介しています。

戦時中、軍需工場が多かった大垣市は、6回の空襲を受けました。中でも、昭和20年7月29日の大空襲では、大垣城が焼け落ち、市街地の大半が焼失。大きな傷跡を残しました。

牛屋川にかかる本町橋は、岐垣国道の建設に合わせて、昭和10年頃に架けられたものです。大小9つの砲弾の形が組み合わされた親柱が特徴的で、戦前の様相を戦後70年がたった現在まで伝えている遺産です。

各種手当の現況届などの提出を

市は、児童扶養手当や特別障害者手当など下記の手当を受けている人（所得制限で手当を受けていない人を含む）に、現況届などを8月に郵送します。
現況届などは、必要事項を記入・押印などのうえ、決められた期日までに提出してください。いずれの手当も、平日のみ、窓口で受け付けます。なお、期限内に提出がないと、支給が停止となります。

児童扶養手当 特別児童扶養手当

次の期間に、子育て支援課、上石津・墨俣地域事務所へ提出するか、同封の返信用封筒で郵送してください。

この手続きを2年間しないと受給権が消滅しますので、ご注意ください。

【児童扶養手当の現況届】

8月3日～31日

【特別児童扶養手当の所得状況届】

8月11日～9月10日

詳しくは、子育て支援課（☎47-7092）へ。

特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当

いずれの手当も、9月10日までに、社会福祉課へ提出してください。

現在、手当を受けていなくても、身体や精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常に特別な介護が必要な人は、手当の支給対象となることがあります。

詳しくは、社会福祉課（☎47-7298）へ。



国民健康保険料の料率を決定

▶ 8月中旬に通知書を郵送 ◀

平成27年度の国民健康保険料の料率が、次のとおり決まりました。今年度の料率は、医療分が引き下げられました。また、医療分と後期高齢者支援金分の賦課限度額がそれぞれ1万円増額され、介護分の賦課限度額は2万円増額となりました。

年間保険料は、この料率をもとに算定された「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」を合計した金額で、保険料率および最高限度額は右表のとおりとなります。

市は、各世帯の保険料をお知らせする「保険料変更（決定）通知書」と4期（8月）からの保険料納入通知書を、8月中旬に郵

送します。なお、4期から10期までの保険料は、年間保険料からすでに納付済みの1～3期分を差し引いて、7回に分けた金額となっています。

詳しくは、窓口サービス課（☎47-8132）へ。

平成27年度 国民健康保険料率

		医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40～65歳)
所得割	基準総所得金額※の	7.15/100	2.24/100	1.90/100
資産割	土地・家屋にかかる固定資産税額の	20.00/100	6.10/100	6.40/100
均等割	被保険者1人につき	24,500円	7,700円	8,500円
平等割	1世帯につき	25,000円	7,800円	6,000円
最高限度額		520,000円	170,000円	160,000円

※税法上の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額